

第 3 7 回 議 会 運 営 委 員 会

日 時 令和 5 年 2 月 2 2 日 (水)

午後 1 時

場 所 第 1 委 員 会 室

付 議 事 項

1 令和 5 年 第 1 回 (3 月) 定 例 会 に 関 す る 事 項 に つ い て

(1) 一般質問の通告者について・・・資料 1

(2) 山陽小野田市議会委員会条例の一部改正について

・議員提出議案の案・・・資料 2

(3) 議事日程変更案について

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘 要
3	2	木	午前 9 時 3 0 分	本会議	・一般質問 (4 人)
3	3	金	午前 9 時 3 0 分	本会議	・一般質問 (3 人)
3	4	土		休 会	
3	5	日		休 会	
3	6	月	午前 9 時 3 0 分	本会議	・一般質問 (2 人)
3	7	火		休 会	
3	8	水		休 会	

(4) その他

・全員協議会の開催日 3 月 2 日 (木) 午前 9 時 議運決定事項

令和 5 年 3 月定例会 一般質問者日程(案)

月	日	曜日	時間	人数	質問者
3	2	木	午前 9 時 3 0 分	4 人	長谷川知司 議員 大井淳一郎 議員 吉永 美子 議員 矢田 松夫 議員
3	3	金	午前 9 時 3 0 分	3 人	中島 好人 議員 笹木 慶之 議員 岡山 明 議員
3	6	月	午前 9 時 3 0 分	2 人	藤岡 修美 議員 山田 伸幸 議員

議員提出議案第 号

山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 月 日提出

提出者 山陽小野田市議会議員 中 村 博 行
賛成者 山陽小野田市議会議員 大 井 淳 一 朗
賛成者 山陽小野田市議会議員 宮 本 政 志
賛成者 山陽小野田市議会議員 伊 場 勇
賛成者 山陽小野田市議会議員 笹 木 慶 之
賛成者 山陽小野田市議会議員 森 山 喜 久

山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例
山陽小野田市議会委員会条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 209 号）の
一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「企画部の所管に属する事項」を 「企画部の所管に属
協創部の所管に属
する事項
に改める。
する事項」

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の山陽小野田市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による総務文教常任委員会又は民生福祉常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、それぞれ、この条例による改正後の山陽小野田市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による総務文教常任委員会又は民生福祉常任

委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定による総務文教常任委員会又は民生福祉常任委員会の委員の残任期間とする。

- 3 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定による総務文教常任委員会又は民生福祉常任委員会において継続審査中の事件については、改正後の条例の規定による総務文教常任委員会又は民生福祉常任委員会に付議されたものとみなす。

山陽小野田市議会委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 8人</p> <p>総務部の所管に属する事項</p> <p><u>企画部の所管に属する事項</u></p> <p><u>協創部の所管に属する事項</u></p> <p>監理室の所管に属する事項</p> <p>大学推進室の所管に属する事項</p> <p>教育委員会の所管に属する事項</p> <p>他の委員会に属せざる事項</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 8人</p> <p>総務部の所管に属する事項</p> <p><u>企画部の所管に属する事項</u></p> <p>監理室の所管に属する事項</p> <p>大学推進室の所管に属する事項</p> <p>教育委員会の所管に属する事項</p> <p>他の委員会に属せざる事項</p> <p>(2)～(4) (略)</p>

(改正の理由)

議員提出議案第 号は、山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の内容は、山陽小野田市組織条例が改正されたことに伴い、常任委員会の所管に属する事項を改めるものであります。

よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。